

## 介護保険料の軽減を拡大します

市では3年ごとに介護保険料の見直しをしており、平成30年度から令和2年度までの保険料を平成30年4月に決定しました。令和元年10月の消費税増税にあわせて第1～3段階の方の令和元年度分保険料を軽減拡大しておりますが、本年はさらなる軽減拡大を行います。

所得段階ごとの変更保険料は下表のとおりです。なお、第4段階から第10段階の方の保険料等の変更はありません。

65歳以上の方には、7月中旬に令和2年度の保険料の納入通知書を送付しますので、同封のお知らせにてご確認ください。

令和2年度の65歳以上の介護保険料（基準月額5,225円）

所得段階	対象者	基準額に対する調整率	年額保険料 ※1
第1段階 ※2	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(0.50) ※3 0.3 ※4	(3万1,300円) 1万8,800円
第2段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越えて120万円以下の方	(0.65) ※3 0.5 ※4	(4万700円) 3万1,300円
第3段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を越える方	(0.75) ※3 0.7 ※4	(4万7,000円) 4万3,800円

第4段階から第10段階の対象者、調整率、保険料の変更はありません。

- ※1 年間保険料は基準月額（5,225円）×12カ月×調整率で計算し、100円未満は切り捨てます。  
 ※2 所得段階が第1～3段階の方は公費（国・北海道・名寄市）により保険料が軽減されています。  
 ※3 軽減前の（本来の）調整率  
 ※4 軽減後の（公費による）調整率



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者は、申請により、介護保険料の減免が受けられます。

### 対象となる第1号被保険者

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った第1号被保険者  
 ②主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの  
 ○今年の見込事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）のいずれかの減少額が前年のその収入の3割以上である  
 ○減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下である  
 ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業等の場

# 介護保険制度



## 問い合わせ

高齢者支援課介護保険係（名寄庁舎2階）

☎01654③2111（内線3234～3236）

地域住民課福祉係（風連庁舎1階）

☎01654③2111（内線2112、2113）

合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額を免除します

## 減免額

対象者①の場合 全額

対象者②の場合

減免対象保険料額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた額

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額

D：前年の合計所得額

200万円以下 100%

200万円以上 80%

減免に関する詳細については、介護保険係までお問い合わせください。